

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年十二月二十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十八年十二月七日

指令川建セ第二八〇〇〇三一号

二 検査済証番号

平成二十八年十二月二十一日

川建セ第二八〇〇五六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字將軍沢字西方六十五番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県入間郡毛呂山町前久保南三丁目二十七番二十五フラット長瀬二〇一号

小久保 成治